

川崎市看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、看護師充足対策の一環として市内の看護師及び准看護師の養成所の強化並びに充実を図るため養成所の運営に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において養成所とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第2号若しくは、法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校又は法第21条第3号の規定に基づき知事が指定する看護師養成所若しくは法第22条第2号の規定に基づき知事が指定する准看護師養成所であって別表1に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助の対象とする経費は養成所の運営に係る経費とする。

2 補助金の交付額は別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算書
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金を第3条第1項に規定する経費以外の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、養成所の運営に係る会計経理を明確にしなければならないこと。
- (3) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により養成所の運営の全部又は一部を継続できなくなった場合は、速やかに市長に報告しなければならないこと。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及び第5条に規定する交付条件等を付して、申請者に通知するものとする。

(変更時の承認)

第8条 第5条第3号に規定する市長の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、市長は期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他補助金の交付後生じた事由により養成所の運営ができなくなったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1箇月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出決算書
- (2) 事業実績報告書(第4号様式)

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、養成所の運営に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、整備保管をしておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、市長が第6条の規定により補助金の交付を決定した日の属する川崎市の会計年度から5年間保存をしなければならない。

(届出事項)

第12条 補助金の交付を受けた者が住所若しくは氏名を変更したとき又は養成所を廃止したときは、速やかに文書で市長に届出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和50年12月8日(以下「施行日」という。)から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行日から昭和51年3月31日までの間は、第4条の規定中「毎年5月15日」とあるのは「昭和50年12月24日」と読み替えるものとする。

附 則

この改正要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和 63 年 5 月 13 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 17 年 5 月 9 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、決裁日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

聖マリアンナ医科大学看護専門学校
高津看護専門学校

別表 2（第 3 条関係）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号。）に基づく
養成所のうち、

第 4 条第 1 項に規定する基準を満たす養成所 1 学級につき	300,000 円
第 4 条第 2 項に規定する基準を満たす養成所	250,000 円
第 5 条に規定する基準を満たす養成所	210,000 円